

平成23年5月31日
大分瓦斯株式会社

平成23年東北地方太平洋沖地震等により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置の延長について

この度の東北地方太平洋沖地震等により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、岩手県、宮城県、福島県の全域、および、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部の地域に災害救助法が適用されました。

このため、当社は、同地震に関連して平成23年3月11日以降災害救助法が適用された地域等において被災された当社の供給区域外のお客さまが、同地震に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用された場合、お客さまからのお申し出に応じて、ガス料金の特別措置を講じておりますが、依然、お客さまへの相当の影響が継続している状況を考慮し、その特別措置を延長するために、本日、九州経済産業局長にガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

東北地方太平洋沖地震（3月11日）に関連して災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域外から当社供給区域内に避難されたお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先における平成23年3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、および8月検針分のガス料金について、それぞれの早収期間*1経過後も早収料金を適用する。

また、被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限*2について、平成23年3月検針分は6ヶ月間、4月検針分は5ヶ月間、5月検針分は4ヶ月間、6月検針分は3ヶ月間、7月検針分は2ヶ月間、8月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

*1 早収期間

検針日の翌日から20日以内（早収料金適用期間）。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合は、遅収料金（早収料金を3%割り増した料金）を適用いたします。

*2 支払期限

検針日の翌日から50日目。

以 上